

文部科学大臣
下 村 博 文 殿

一般社団法人 国立大学協会
会 長 松 本 紘

平成 2 6 年度国立大学法人関係予算に関する要望

我が国は、急速に進展する社会のグローバル化や少子高齢化の中にあつて、経済成長の長期停滞を打破するとともに、一刻の猶予もならない財政改革や資源・エネルギー問題など、世界に先駆けて取り組むべき課題が山積しています。

しかしながら、閉塞感に満ちたこの現状は逆に、活力ある国家として再生し、そして更なる高みへと飛躍していくためのチャンスでもあります。そのためには、今こそ、社会のあらゆる分野で革新（イノベーション）を成し遂げる必要があります。

イノベーション創出には、新たな付加価値を生み出す人材の育成と同時に、科学技術・学術分野の更なる振興が不可欠であります。そのような中、今般の「日本再興戦略」において、人材力の強化や科学技術イノベーションの推進が大きな柱として掲げられ、その一環として大学改革が位置付けられていることは、誠に時宜を得たものであるとともに、大学に対する国民や社会の強い期待の表れであり、身の引き締まる思いです。

国立大学は、これまで多数のノーベル賞受賞者をはじめ、日本を牽引する社会のリーダーを輩出し、我が国の成長発展や地域貢献・国際貢献に、確固とした実績を残してきております。知識基盤社会において、大学力は国力そのものであり、国立大学は、国民や社会の期待に応えるべく、世界で競えるグローバル人材の育成やイノベーション創出を担う若手研究者育成に資する大胆なグローバル化、システム改革等、主体的・能動的に大学改革を推し進め、また産業界とも緊密に連携・協力し、知の創造拠点・高度人材育成拠点として、より一層の教育力・研究力の向上に邁進していく決意です。

つきましては、平成 2 6 年度概算要求・予算編成に向けて、社会の強い期待に応えるべく緊張感をもって機能強化に取り組み「日本再興」に貢献していく国立大学の強い覚悟をお汲み取りいただき、運営費交付金（給与削減支給措置相当額の復元を含む。）をはじめ、こうした機能強化を支援するための国立大学関係予算の確保・充実に格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要望事項の要点

教育力・研究力の強化と教育機会均等の確保

○運営費交付金の確実な措置

我が国の発展の基礎を支える国立大学法人の教育・研究活動が安定的・持続的に推進できるよう、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置を行う。

(1) 平成25年度当初予算における運営費交付金は1兆792億円で、法人化初年度(平成16年度)と比べ、1,623億円、率にして13.08%の削減となっている。

また、平成18年度から実施された総人件費改革(毎年1%削減)の影響により、教員の年齢構成のアンバランスや常勤者の減少などの弊害が顕著になってきており、これ以上の人件費の削減は、国立大学法人の教育・研究の基盤を崩壊させ、回復不可能な事態を招来しかねない段階にきている。

今後の予算編成においては、できるだけ早期に運営費交付金を法人化前の水準に戻すとともに、国からの財政的支援を早急にOECD諸国並みに拡充することが必要である。

(高等教育機関への公財政投資のGDP比：OECD平均1%、日本0.5%)

大学の自主的判断により使途が決められる一般運営費交付金増額のために、平成23年度以降すべての大学に課せられている「大学改革促進係数」(附属病院を有しない法人1%、附属病院を有する法人1.3%)の撤廃が必要である。

また、平成26年度より予定されている消費増税については、これを実施する場合には、国立大学の経営に及ぼす影響の大きさに鑑み、適切な措置を講じることが必要である。

(2) 東日本大震災以降、国立大学は、被災地への医療支援、被災した学生や研究者の受入れ、被災地等でのボランティア活動など、研究力と人材を総動員して、全力をあげて支援している。これに加えて、東日本大震災の復興支援のため、国家公務員の給与削減支給措置が行われ、これに関連して、昨年度より国立大学法人運営費交付金の減額(629億円)がなされているところであるが、今年度末をもって同特例期間は終了することとされていることから、運営費交付金についても、従前の水準に戻すよう強く要請する。

○教育費負担の軽減（授業料等減免措置の拡大、奨学金の拡充等）

学生の経済状況、居住する地域や学問分野を問わず、教育の機会均等を確保し、すべての意志ある人が高等教育を受けられる仕組みのなかで、国立大学がその役割を果たすため、高等教育の実質無償化を推進し、早急に公財政支出を拡充する。

- （１）昨今の経済状況や東日本大震災の影響を受けるなかで、教育の機会均等を確保するため、入学料・授業料等標準額の減額及び減免措置の更なる拡大、所得連動返済型無利子奨学金制度の拡充及び給付型奨学金の創設、修学支援の基金の充実に必要な予算措置を行う。
- （２）大学院生の経済的支援にもつながるティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）などの雇用に係る財政的支援等の措置を充実する。

○教育研究の基盤となる施設・設備の整備

国立大学の教育・研究環境の整備については、東日本大震災による被害の早期の復旧・復興はもとより、基盤となる研究施設・設備の整備・充実や耐震化・制震化等、老朽化した教育研究施設、陳腐化した教育研究用設備、診療用設備の改善、災害に強いインフラの整備、大学移転事業の早期完了など、安全・安心な環境の下で教育研究に打ち込めるようより一層の財政措置を安定的に講ずる。また、「第３次国立大学法人等施設整備５か年計画」の達成に向け必要な予算を確実に確保する。

５カ年所要額 １兆１，０００億円（文部科学省試算額）

○国立大学附属病院の経営に対する財政的支援の拡充

国立大学附属病院に関しては、医師等の人材育成、地域医療の中核病院、地域医療体制の確立、高度医療及び先進医療の提供、また、これらを支える臨床研修など、医学・医療の急速な進歩に資する国立大学附属病院特有の役割を果たすために必要な財政的支援を行う。

- （１）地域医療の最後の砦としての機能を果たすため、地域医療拠点体制等充実支援経費や先進医療や治験実施の取組などに重点的に支援する臨床研究体制強化経費の充実を図ること。
- （２）附属病院施設の再開発整備等に対し、施設整備費補助金の割合（現行１０％）を拡充すること。財政融資資金を活用した病院施設の整備は、東日本大震災での被害状況等を踏まえ、耐震性・制震性の高い建物の整備に加え、救急用医療機器、自家発電設備なども含め、災害時における医療活動の継続性の確保や、救命救急医療に必要なインフラの整備など、今後を見据えて行い「災害に強い大学病院」をつくるこ

とが必要不可欠である。また医学・医療の急速な進展にも対応が可能となるよう整備面積に一定の余裕を持たせることが必要である。

- (3) 附属病院の使命である教育・研究・高度医療・地域医療への貢献を十全に行い、医学研究の国際競争力、地域医療の再生を図るためには、附属病院の整備に対する、国立大学財務・経営センターが実施している低利・長期の貸付が必要不可欠である。

○科学研究費助成事業の拡充と早期の全種目完全基金化

大学の教育力・研究力を強化し、科学技術の力で世界をリードするため、大学等で行われる学術研究を支える科学研究費助成事業（科研費）の拡充を図る。また、平成23年度から実現した科研費の「基金化」は、研究費の効果的・効率的な使用に資する画期的な制度改革であり、研究成果の創出に多大な効果をもたらすものであるから、早期に全種目を完全基金化する必要がある。

○国際的に開かれた大学づくりに資する予算の拡充

グローバル化する知識基盤社会、生涯学習社会の中で、喫緊の課題である我が国の大学の国際的な通用性・共通性の向上や国際競争力の強化の推進、世界に通用する（国際力豊かな）人材の育成、大学のグローバル戦略展開を図る「留学生30万人計画」の実現に資するため、特に大学の国際化や奨学金・宿舎の提供を始めとする留学生の受入環境（インフラ）の整備、近年減少傾向にある日本人学生の海外派遣の促進、優れた外国人教員の確保、学生の渡航支援など関係の予算の拡充を行う。

○間接経費の拡充

前政権の「事業仕分け」により、間接経費の縮減・削減が進められている。このような国の方針は、研究を行う大学に対して、研究費を獲得するほど経営を圧迫するという構造を生み出している。努力する大学が更に成果を発揮できる環境づくりに資する予算を確実に措置し、大学の基礎体力を強化し、大学の教育・研究力を高めていくためにも、競争的資金を含む国のすべての研究・教育補助金・委託費について間接経費率最低30%の実現が必要である。